

	医薬品医療機器等法第6条の2	認定基準（医薬品医療機器等法施行規則第10条の2）
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制及び他の薬局を紹介する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>在宅医療に必要な対応ができる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

	医薬品医療機器等法第6条の3	認定基準（医薬品医療機器等法施行規則第10条の3）
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（がんに係る患者の半数以上報告・連絡した実績） ○ 地域の他の薬局に対し、がんの区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>がんに係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局へのがんの傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ がんの区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対するがんの区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対するがんの区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対するがんの区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

都内二次保健医療圏・区市町村別の認定件数

参考資料 3

保健医療圏名	区市町村名	地域連携薬局数 (令和5年10月末現在)	(参考) 薬局数 (令和5年3月末現在)
区中央部保健医療圏	千代田区	13	156
	中央区	12	138
	港区	17	206
	文京区	17	152
	台東区	13	148
区南部保健医療圏	大田区	34	395
	品川区	21	232
区南西部保健医療圏	渋谷区	14	151
	目黒区	11	157
	世田谷区	49	418
区西部保健医療圏	新宿区	29	252
	中野区	6	173
	杉並区	22	267
区北部保健医療圏	豊島区	15	182
	北区	21	174
	板橋区	32	282
	練馬区	38	336
区東北部保健医療圏	荒川区	11	106
	足立区	35	313
	葛飾区	24	249
区東部保健医療圏	墨田区	10	140
	江東区	17	232
	江戸川区	23	253
小計(特別区)		484	5112

保健医療圏名	区市町村名	地域連携薬局数 (令和5年10月末現在)	(参考) 薬局数 (令和5年3月末現在)
西多摩保健医療圏	奥多摩町	0	2
	檜原村	0	0
	あきる野市	6	36
	青梅市	5	62
	日の出町	1	5
	羽村市	2	22
	瑞穂町	0	7
	福生市	2	38
南多摩保健医療圏	八王子市	24	238
	日野市	4	82
	多摩市	9	59
	稲城市	6	40
北多摩西部保健医療圏	町田市	15	180
	武蔵村山市	1	33
	東大和市	6	39
	昭島市	5	43
	立川市	14	99
北多摩南部保健医療圏	国分寺市	2	53
	国立市	2	46
	府中市	6	124
	小金井市	3	58
	三鷹市	15	92
	武蔵野市	11	91
北多摩北部保健医療圏	調布市	8	117
	狛江市	6	34
	東村山市	5	66
	清瀬市	12	43
	東久留米市	5	53
	西東京市	6	95
	小平市	5	91
島しょ保健医療圏		0	5
小計(多摩、島しょ)		186	1953
総計		670	7065



都内二次保健医療圏


(令和5年10月末日現在)

都道府県別の認定件数

都道府県名	地域連携薬局数	専門医療機関連携薬局
北海道	207	13
青森県	27	1
岩手県	22	1
宮城県	79	6
秋田県	15	0
山形県	23	3
福島県	61	1
茨城県	139	6
栃木県	57	4
群馬県	51	3
埼玉県	237	10
千葉県	186	8
東京都	663	15
神奈川県	361	11
新潟県	79	1
山梨県	13	0
長野県	42	5
富山県	37	3
石川県	39	1
岐阜県	46	2
静岡県	111	3
愛知県	139	10
三重県	54	4
福井県	11	0

都道府県名	地域連携薬局数	専門医療機関連携薬局
滋賀県	44	7
京都府	112	2
大阪府	260	12
兵庫県	150	5
奈良県	30	0
和歌山県	16	0
鳥取県	19	0
島根県	13	1
岡山県	49	2
広島県	96	2
山口県	29	2
徳島県	21	1
香川県	38	0
愛媛県	36	2
高知県	20	1
福岡県	115	9
佐賀県	8	3
長崎県	28	5
熊本県	36	2
大分県	30	1
宮崎県	22	0
鹿児島県	32	2
沖縄県	6	0
全国合計	3,909	170

(令和5年9月末日現在 厚生労働省公表資料による)



東京都保健医療局

日本語 English 中文簡化 繁體中文 한국어
Bahasa Malay Indonesian বাংলা Fran

都民向けサイト


トップ 分野別のご案内 施設案内 各種申請 調査・統計 職員募集 問合せ

現在のページ 東京都保健医療局 > 食品・医薬品の安全 > 医薬品の安全 > かかりつけ薬局トップページ > 地域連携薬局をご存じですか

地域連携薬局をご存じですか

「地域連携薬局」とは何ですか？

地域連携薬局は医療や介護の関係施設と連携しながら患者さんを支える薬局です。外来の受診から医療機関への入院、退院後に自宅や介護施設等で在宅医療を受ける際の訪問対応など、地域の病院、診療所、介護施設等と協力し、安心して切れ目のない薬物治療を提供する体制を組んでおり、実績もあります。薬局からの申請に基づき、都道府県が認定します。認定を受けた薬局には、見やすい場所に地域連携薬局であることが掲示されています。



在宅療養 ← 入院 → 入院治療

在宅療養 在宅療養 在宅療養

入院治療 入院治療 入院治療

薬+局

処方せん受付

在宅訪問の実績あり

専門研修の修了薬剤師が常勤

処方調剤（輸液など）も院内可能

地域連携薬局の特徴

プライバシー、バリアフリーへの配慮など、安心して相談しやすい設備となっています。

地域の医療機関、介護施設、他の薬局と連携して、患者さんの薬の情報を共有します。

開局時間外の相談、調剤に対応しています。

「かかりつけ薬剤師」が対応します。

地域の包括的支援、サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築に貢献しています。

がんによる痛みや緩和ケアの薬、医療機器や衛生材料を取扱う体制を整備しています。

地域包括ケアシステムとは？

厚生労働省は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目標に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要サービスが提供できる日常生活圏（中学校区）をサービスの基本単位とするとしています。

地域連携薬局の探し方

東京都薬局機能情報提供システム「e-薬局いんぷお」
東京都薬局機能情報提供システム「e-薬局いんぷお」では、薬局の所在地、地域連携薬局などの条件を指定して都内の薬局を検索できます。

かかりつけ薬局トップページ

健康サポート薬局について

薬局ってどんなところ？

『医薬分業』という言葉を知っていますか？

医薬分業の推移

薬局についての相談窓口・検索

啓発用リーフレット

ご存知ですか？

「地域連携薬局」

入退院時の医療機関等との情報連携や、地域の医療関係者と連携し在宅療養に取り組むなど、患者さんの治療に一元的・継続的に対応できることを都道府県が認定した薬局です。



自宅 在宅療養 ← 入院 → 入院治療 病院

薬+局

在宅訪問の実績あり

専門研修の修了薬剤師が常勤

無菌製剤（輸液など）も調剤可能

処方せん受付

「がん専門医療機関連携薬局」

専門医療機関連携薬局は、がんの専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できることを都道府県が認定した薬局です。

～地域連携薬局等・健康サポート薬局の探し方～

東京都薬局機能情報提供システム「e-薬局いんぷお」では、薬局の所在地、健康サポート薬局などの条件を指定して都内の薬局を検索できます。

<http://www.hlmawari.metro.tokyo.jp/>

かかりつけの薬局は 薬局いんぷお で 検索

2024年4月からは全国統一システム「医療情報ネット」に移行します。

令和5年発行 登録番号 (5) 39

編集 公益社団法人 東京都薬剤師会

発行 東京都保健医療局安全部業務課

電話番号 03-5320-4511 (ダイヤルイン)

印刷 大東印刷工業株式会社